

令和5年7月18日 14時00分  
近畿地方整備局

### 有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

#### 1. 指名停止業者及び措置の内容

奈良県緑化土木協同組合

期間: 令和5年7月18日から令和5年10月17日まで(3ヵ月)

範囲: 近畿地方整備局管内

#### 2. 指名停止措置の理由

奈良県緑化土木協同組合が落札決定した案件について契約辞退したこと、また既契約の案件について履行不能届を提出し、契約解除に至ったことは「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

<取扱い>

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL 06-6942-1141

契約課長 おおぎり 大桐 あつひこ 敦彦 (内線 2511)

建設専門官 いそかわ 磯川 けんいち 健一 (内線 2512)

総務部経理調達課 TEL 078-391-7576

経理調達課長 たくわ 宅和 ゆうじ 祐治 (内線 6310)

経理調達課長補佐 のぐち 野口 みちひさ 道久 (内線 6313)

令和5年7月18日  
近畿地方整備局

## 奈良県緑化土木協同組合に対する指名停止措置について

### 1. 案件の概要

奈良県緑化土木協同組合は淀川ダム統管理事務所発注の「天ヶ瀬ダム右岸法面对策工事」について、落札決定したにもかかわらず契約を辞退し、既に契約を締結している奈良国道事務所発注の「大和御所道路小槻高架橋P71L下部他工事」及び滋賀国道事務所発注の「国道1号瀬田地区他歩道設置工事」について履行不能届を提出し、契約解除に至った。

### 2. 指名停止措置理由

奈良県緑化土木協同組合が既契約案件について履行不能届を提出し契約解除に至ったこと、また落札決定した案件について契約を辞退したことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。  
従って、本件については、指名停止3ヵ月を適用する。

### 3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：奈良県奈良市東紀寺町2-8-8  
奈良県緑化土木協同組合  
代表理事 野島 岩雄

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和5年7月18日から令和5年10月17日まで(3ヵ月)

#### <工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(不正又は不誠実な行為)

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。